

営利企業等の従事制限に関する規則 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

● 営利企業等の従事制限に

関する規則

〔昭和二十七年二月一六日
人事委員会規則第二号〕

最近改正 平成二十七年三月一七日人委規則第八号

営利企業等の従事制限に関する規則を次のように定める。

営利企業等の従事制限に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八條及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十一条第七項の規定に基づき、営利企業等の従事制限に関する事項について定めることを目的とする。

（平二七人委規則八・一部改正）

(従事することを制限される地位)

第二条 職員が、任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、顧問若しくは評議員その他これに準ずるものとする。

2 前項の規定は、東京都教育委員会教育長が従事することを制限される地位について準用する。こ

の場合において、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（平二七人委規則八・一部改正）

(許可の基準)

第三条 任命権者は職員が、法第三十八條第一項及び前条に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営むについての許可をするに当つては、職員の占めてゐる職と当該営利企業との間に特別の利害関係又はその発生のおそれがなく、且つ職務の公正円滑な執行に支障がない場合その他法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。

2 前項の規定は、職員が報酬を得て、事業若しくは事務に従事するすべての場合における任命権者の許可の基準に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年人委規則第八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

● 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

〔昭和四十七年三月二九日
教育委員会訓令甲第九号〕

最近改正 令和元年六月二八日教委訓令第一号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程を次のように定める。

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八條、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号）等の規定に基づき、東京都教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関（学校を除く。）に勤務する職員が営利企業等に従事する場合の許可等に関する事務の取扱について定めるものとする。

（平一六教委訓令九・平二六教委訓令九・一部改

正

(兼業の定義)

証 第 6 号 乙

イ 届出
きる。

(ア) 生徒が授業の欠席を終了したときは、傷病の療養による授業欠席期間届(第一号様式)を届け出る。

(イ) 度重なる傷病の療養による授業欠席により、単位の修得に必要な授業時数に満たなくなると思込まれた時点で、当該年度における過去の授業欠席分についても第一号様式を届け出る。

(ウ) 生徒が年度を超えて授業を欠席し続ける場合には、年度末までに当該年度分を届け出る。

(二) 診断書等の提出

傷病の療養による授業欠席のため、生徒が原級留置となる場合、上記届出者は、当該年度末までに診断書等提出届(第二号様式)を添付の上、傷病の療養により上記二の期間、授業を欠席したことを証明する診断書等を提出する。

五 施行年月日

平成二二年七月一日

様式(略)

東京都学校経営支援センター設置条例

東京都学校経営支援センター設置条例

〔平成一七年二月二二日〕
条例第一三九号
最近改正 平成二七年三月三一日条例第二九号

東京都学校経営支援センター設置条例を公布する。

東京都学校経営支援センター設置条例

(設置)

第一条 東京都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「都立学校」という。)の自律的な学校経営を支援し、もって都立学校における教育の充実を図るため、東京都学校経営支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

(平一九条例三六・一部改正)

(名称、位置等)

第二条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京都東部学校経営支援センター	文京区本郷二丁目三番三号
東京都中部学校経営支援センター	渋谷区笹塚一丁目二十六番九号

東京都西部学校経営支援センター
立川市錦町四丁目六番三号

2 各支援センターが管轄する都立学校は、東京都教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める。

(平一九条例九六・平二七条例二九・一部改正)

(事業)

第三条 支援センターは、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 都立学校の学校経営計画その他学校経営の支援に関する事。
- 2 都立学校の教育課程その他教育活動の支援に関する事。
- 3 都立学校の教職員の人事、給与その他人事管理の支援に関する事。
- 4 都立学校の予算、決算、会計及び契約の支援に関する事。
- 5 都立学校の施設及び設備の維持管理の支援に関する事。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(支所)

第四条 支援センターに支所を置く。

2 支所の名称及び位置並びに各支所が管轄する都立学校は、規則で定める。

(職員)

東京都学校経営支援センター処務規則

第五条 支援センターに事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年条例第二十九号)

この条例は、平成二十七年六月二十二日から施行する。

◎東京都学校経営支援センター

ター処務規則

(平成一八年三月三十一日
教育委員会規則第五号)

最近改正 令和元年九月二六日教委規則第四号

東京都学校経営支援センター処務規則を公布する。

東京都学校経営支援センター処務規則

(目的)

第一条 この規則は、東京都学校経営支援センター(以下「支援センター」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄する都立学校)

第二条 東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第百三十九号。以下「条例」という。)第二条第二項の各支援センターが管轄する都立学校は、別表第一のとおりとする。

(分課)

第三条 支援センターに次の課及び室を置く。

管理課

経営支援室

(平二八教委規則九・一部改正)

(分掌事務)

第四条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

る。

管理課

一 支援センターの所属職員の人事及び給与に関すること。

二 支援センターの公文書類の收受、発送、編集及び保存に関すること。

三 支援センターの予算、決算及び会計に関すること。

四 支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

五 支援センター運営の企画及び連絡調整に関すること。

六 管轄する都立学校(東京都立大島高等学校、同大島海洋国際高等学校、同新島高等学校、同神津高等学校、同三宅高等学校、同八丈高等学校、同小笠原高等学校及び同しいの木特別支援学校を除く。第七号及び第八号において同じ。)の校舎その他の施設及び設備の維持管理に関すること。

七 管轄する都立学校の物品購入、工事及びその他の契約に関すること(東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定めるものを除く)。

八 管轄する都立学校の教職員の旅費等庶務事務の集中処理に関すること。

九 支援センター内の室に属しないこと。

経営支援室